

# 群馬大学大学教育・学生支援機構における文書の専決及び代理決裁に関する内規

令和 8. 4. 1 制 定

## （趣旨）

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学文書処理規程（以下「規程」という。）第29条の規定に基づき、群馬大学大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）における文書処理の実施について必要な事項を定める。

## （専決）

第2条 規程第17条第2項の規定により別表に掲げる専決事項については、専決事項に応じて専決者欄に掲げる者が専決することができる。

## （代理決裁）

第3条 規程第18条の規定により、機構長が決裁者となる文書について、代理決裁を行う者は学務部長とする。

## （改廃）

第4条 この内規の改廃は、機構長が行う。

## 附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 事 項  | 名義者     | 専決者  |
|--|---------|------|
| 1 出張に関するもの（外国出張を除く）                                  |         |      |
| (1)旅行命令（依頼）伺   | 機構長     | 主管課長 |
| (2)出張報告  |         |      |
| (3)指定車登録申請書  |         |      |
| 2 機構の教員の次に掲げる事項                                      |         |      |
| (1)職務に専念する義務の免除の承認                                   | 機構長     | 主管課長 |
| (2)始業又は終業の時刻の変更の承認                                   |         |      |
| (3)週休日及び休日の振替の承認                                     |         |      |
| (4)超過労働時間、週休日及び休日労働の免除に関する承認                         |         |      |
| (5)代替休暇の承認   |         |      |
| (6)休暇の承認   |         |      |
| (7)超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令                                |         |      |
| (8)育児時間及び介護部分休業の承認                                   |         |      |
| 3 謝金の実施に関するもの  | 機構長     | 主管課長 |
| 4 予算の他学部等への振替に関するもの                                  | 機構長     | 主管課長 |
| 5 機構長の名をもってする通知等のうち、機構会議において審議の上、了承されたもの             | 機構長     | 主管課長 |
| 6 機構各センター等の長の名をもってする通知等のうち、各センター等の会議において審議の上、了承されたもの | センター等の長 | 主管課長 |